

海関総署



- 名称： 国際知的財産保護フォーラム
International Intellectual Property Protection Forum “IIPPF”
- 設立： 2002年4月16日
- 目的： IIPPF は、模倣品・海賊版等の海外における知的財産侵害問題の解決に意欲を有する日本の企業・団体が業種横断的に集まり、産業界の意見を集約するとともに、日本国政府との連携を強化しつつ、国内外の政府機関等に対し、一致協力して行動し知的財産保護の促進に資することを目的として、発足した団体です。
これまで、貴国に対しては、知的財産保護強化のための協力事業を推進すると共に、貴国の知的財産保護強化のための制度・運用の改善に関する建設的な意見交換を2002年から実施しています。
- ホームページ： www.iipf.jp
- 事務局： 日本貿易振興機構(JETRO)
知的財産保護官民合同訪中代表団に関する連絡先： JETRO 北京センター知的財産権部
TEL:6528-2781
FAX:6528-2782

2006年6月

海関総署 御中

国際知的財産保護フォーラム
座長 宗国 旨英

知的財産侵害品対策に関する建議書

拝啓 新春の候、時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

私ども国際知的財産保護フォーラム（以下、IIPPF）は過去に三回（2002年12月、2004年5月、2005年4月及び6月）、貴総署を訪問させて頂き、知的財産侵害品対策に関する建設的な対話をさせて頂きました。まず、このような対話を継続させて頂きましたことに深く感謝を申し上げます。

貴国におかれては、「2006年における中国の知的財産保護に関する行動計画」及び、「知的財産権保護行動要綱（2006-2007年）」を策定されるなど、知的財産を重視した貴国の姿勢を歓迎致します。

IIPPFでは、2005年から、「協調と支援」という方針を明確に打ち出し、日中両国が相互に協力して双方懸案の問題を改善して行くという方向に歩みだしております。実際に、昨年度より日本と中国の関係部局との間で、いくつかの協力事業が進行及び実現しております。特に貴総署との間では、IIPPF傘下の企業が被害を受けた知的財産侵害者のリストを提供することや、各海関における知的財産侵害品の判別セミナーの開催などの提案をし、実施に向け取り組んでいるところです。

また、貴総署および貴総署の地方行政機関による知的財産侵害品の水際取締については常日頃の粘り強いご努力に大変感謝しております。また、2005年8月に「海関行政処罰実施条例」が公布され、大いにその成果に期待をしております。

さて、今回ご検討頂きたい建議事項は、昨年11月にIIPPF会員企業及び団体（全169メンバー）に対して実施致しましたアンケート等に基づいたものとなっております。

優先的建議事項としまして（1）鑑定期間の延長と鑑定作業の効率化、（2）行政罰の強化、（3）特許権侵害農薬の輸出差止めの徹底を取り上げさせていただいており、本建議内容を私どもと貴総署にて前向きに対応していきたいと考えております。

貴総署が今回のIIPPFの訪問を受け入れて頂いた事に御礼を申し上げますと共に、本建議が貴国の知的財産保護問題の改善に寄与できることを切に願っております。

敬具

目次

第一 今回の優先的建議事項

第二 その他の建議事項

第一 今回の優先的建議事項

今回は、日本企業にとって、現段階で特に喫緊の課題である以下の 3 点を優先的建議事項としております。

これらの建議事項は、正当に事業を行い、重要な知的財産権を保有している中国企業にとっても有効であり、中国及び中国の産業界の保護・発展に資するものであると考えております。

1. 鑑定期間の延長と鑑定作業の効率化
2. 行政罰の強化
3. 特許権侵害農薬の輸出差止めの徹底

優先的建議事項 1. 鑑定期間の延長と鑑定作業の効率化

- (1) 3 営業日以内と定められている鑑定期間について、申請に基づきその期間を延長できるようにしていただきたい。
- (2) 海関が侵害疑義貨物を発見し権利者へ通知する際、的確な情報を提供することを全国統一の運用とされたい。

- (1) 3 営業日以内と定められている鑑定期間について、申請に基づきその期間を延長できるようにしていただきたい。

「知的財産権海関保護条例」には、権利者は海関による書面通知の送達日より 3 営業日以内に権利侵害疑義貨物差押えの書面による申請を提出し、且つ担保を提供しなければ、権利侵害疑義貨物の差押えができないと規定されています。

しかし、海外企業にとって、中国本土に現地法人をもつ企業が一部にとどまっている現状において、3 営業日以内に真贋鑑定や送金などの対応をするのは極めて困難です。特に、税関から現場鑑定を要請される場合は、現地に鑑定人を派遣しなければならず、更に時間を要します。

中国の広大な国土を考えると、この問題は、海外企業のみならず、中国企業についても同様に存在すると考えます。

海関の努力により権利侵害疑義貨物が見つかったにも関わらず、また、権利者に対応の意思があるにも関わらず、鑑定期限の制限により通関が許可されてしまう現状は、貴総署にとってもその成果を自ら放棄することとなり、決して好ましいことではありません。

鑑定期間を一律に長期化することについては、輸出入を停滞させるという悪影響も懸念されるため、権利侵害疑義貨物発見時の権利者の対応期限を原則 3 営業日とし、

事情に応じ期限の延長が可となるよう法改正をご検討していただきたい。

なお、2006年4月に実務レベルミッションが訪問した際に、海関総署が各税関に通達を出し、事前に代理人等と連絡を取って疑義物品の疑いが非常に大きいという回答を受けてから正式に権利者に通知をするという運用を実施している旨発言があり、引き続きこのような運用を実施して頂くとともに、法律等に明示して頂きますよう、お願い申し上げます。

- (2) 海関が侵害疑義貨物を発見し権利者へ通知する際、的確な情報を提供することを全国統一の運用とされたい。

知的財産権侵害疑義貨物の鑑定について、IIPPFのアンケートによると、実務上はデジタルカメラの写真による鑑定が認められたケースが複数報告されていますが、一方で写真の提供を拒否されたケースも報告されており（上海、寧波、広東省、福建省）、そのため鑑定が出来ず知的財産侵害品かどうか不明なまま通関を認めざるを得ないケースもあるとのことです。

「真偽鑑定のポイント」を押さえた情報・画像をデジタルデータにて送付がなされれば、現場での鑑定を必要としない程度の明白な侵害品の鑑定であれば、権利者も鑑定作業を迅速に行うことができ、海関の業務効率化にも資すると考えます。

「真偽鑑定のポイント」を押さえた情報・デジタルデータ画像による鑑定の対応は地域により大きな差があるようですので、権利侵害疑義貨物発見の通知とデジタルデータ画像の送付を同時に行い、その画像での鑑定を受け入れることを中国全海関での統一的な運用としていただきたい。

優先的建議事項 2. 行政罰の強化

- 1) 侵害品の輸出を抑止するためにも、さらなる処罰の厳格化をしていただきたい。
- 2) 違法行為データベースの積極的な活用により、他機関との更なる連携を図っていただきたい。
- 3) 侵害物品に関連する船荷情報の開示を権利者にしていただきたい。
- 4) 行政処罰決定書発行の徹底および迅速化、押収品の処分結果の通知。

1) 2005年11月に実施したIIPPFのアンケートによると、実際に海関が侵害者に対して行政罰（過料）を科したという事例は極めて限られており、厳正な処罰がなされているのが不透明なのが現状です。

厳正な処罰の徹底は侵害品の輸出を抑止する大きな効果が期待できるため、これを建議するとともに、その内容については、その都度、権利者に速やかに通知していただきたい。

2) 昨年（2005年）6月13日の王永水 政策法規司 副司長との会談では、「海関は公安との密接な連携関係にあり、刑事訴追にかかる法解釈の明確化、知的財産侵害事件に関する情報交換の強化、国際協力の強化について協議をしているところである」と伺っています。

した。本年 3 月 24 日には、「公安部税関総署の知的財産権における法執行の協力強化に関する暫定規定」が公布・施行され、その取組に敬意を表すると共に、その成果に期待します。

さらに、公安のみならず、質量技術監督局など他の取締機関との連携の強化をお願い致します。

3) 知的財産侵害行為参入および悪質な繰り返し行為を抑止し、また輸出先国における知的財産侵害品の摘発を促進させるためにも、権利者への差止通知書の発行の徹底、差止通知書の発行時に侵害物品の船荷情報（荷送人、仕向地、荷受人、船荷の品名、数量、価額等々）の開示を権利者にしていただきたい。

4) 行政処罰決定書の発行を迅速に行っていただきたい。現況は行政処罰決定書の発行に数ヶ月かかっているのが現況です。また、行政処罰決定後に、侵害者の情報を一部開示していただける場合もありますが、開示される情報が限られており、権利者が侵害状況を把握するまでには至っておりません。

— 優先的建議事項 3. 特許権侵害農薬の輸出差止めの徹底 —

貴国において、特許侵害が司法上確定している農薬が輸出されないよう適切な対応をしていただきたい。

貴国において特許が付与されている農薬が当該特許権を無視し特許権者以外が製造、輸出している場合は、その輸出を禁止する措置が講じられていることに敬意を表します。しかしながら、貴国において特許権侵害が司法上確定している農薬に対して、海関保護登録を取得しているにもかかわらず、貴国から当該特許侵害農薬の輸出が実質的に止まっていないことから、当該農薬の特許権者は多大な経済的損害を被っている事例があります。貴国において特許侵害が司法上確定し、かつ海関保護登録を取得している農薬が輸出されることのないよう適切な対応をお願いいたします。

第二 その他の建議事項

建議 1

海関において没収された知的財産侵害貨物については原則として全て廃棄処分とするよう海関保護条例第 27 条第 3 項及び同実施弁法第 30 条第 1 項～第 3 項を改正していただきたい。

海関保護条例第 27 条第 3 項及び同実施弁法第 30 条第 1 項～第 3 項においては、没収された知的財産侵害品の公益機構への寄付、権利者への有償譲渡、権利侵害の特徴を削除した後に競売、といった制度が規定されています。

しかしながら、これらの規定によれば、公共機構への寄付の場合には、権利侵害の特徴を削除することが規定されていません。そして、たとえ公共機構への寄付であっても、その後転売される可能性があり、せっかく没収された知的財産侵害品が再び市場に出回る危険性が残ります。このことは、権利者の合法的な権益を損ねることのみならず、知的財産侵害品の流通による市場の混乱を助長することにもなりかねず、決して好ましいことではありません。貴総署にとっても、その成果を自ら放棄することとなり、決して好ましいことではないと考えます。

また、知的財産侵害品を権利者が有償で買取るという制度は、権利者に不要な負担を強いるものであり、本来、そのような費用を権利者が負担すべきではないと考えます。

したがって、没収された知的財産侵害品の公益機構への寄付、競売、権利者への有償譲渡の規定を廃止し、原則として全て廃棄処分とすることができるよう、法改正については是非ご検討をお願いします。

建議 2

- (1) 知的財産権海関保護条例第 2 条を改正し、「反不正当竞争法」に基づく不正当竞争行為を保護の対象に加えていただきたい。
- (2) 権利侵害種苗の輸出入を防止するため、知的財産権海関保護条例第 2 条を改正し、保護対象知的財産権に品種権を追加していただきたい。

(1) 「知的財産権海関保護条例」第 2 条では、税関における侵害品の取締りに関しては、商標権、著作権及び専利権を含む知的財産権に対して保護するものですが「反不正当竞争法」に違反する物品については保護の対象となっておりませんので、是非追加をしていただくよう建議いたします。

最近の知的財産侵害品は手口が巧妙化してきており、登録商標権、意匠権を巧妙に回避した、しかも極めて類似する反不正当竞争法に違反する不正商品が出回り、消費者が混同して購入している事が多々あります。この様な不正商品を水際で差し止める為にも、反不正

当競争法、特にその第 5 条を、貴国の海関保護条例の第 2 条に規定する保護対象に追加をしていただきたい。

わが国も、昨年関税定率法第 21 条に規定する保護対象に追加する法改正を行い、本年 3 月より施行する予定ですので、貴国も早急に対応を取って頂きたい。

(2) 近年の知的財産権保護に対する意識の高まりにより、今後、我が国から貴国に対して植物新品種の出願が増加することが見込まれることから、これに伴い品種権を侵害した物品の輸出入が危惧されます。

このため、貴国の海関保護条例の第 2 条における海関により保護される知的財産権の中に品種権が明記されていないことから、知的財産権海関保護条例を改正して品種権を輸出入禁止の対象に加え、取締りを強化するよう建議します。

なお、前回も建議したとおり、日本で品種登録されている、いぐさ、小豆、きこの等の品種の種苗が権利者に無断で貴国に持ち出され、生産され、豊表や豆といった収穫物として日本に輸出されるおそれがあるということが、権利者の調査により分かっており、本年、新たに、おうとうの登録品種の種苗が権利者に無断で貴国に持ち出され、販売されていることが分かりました。今回、農業部に対して、これらの植物をはじめとした保護対象植物の早期拡大を建議しています。

建議 3

- (1) 海関保護条例実施弁法第 22 条で規定されている職権による差押え時の担保金の規定と同様に、申請による差押え時においても担保金が低額化されるよう実施弁法第 15 条を改正して頂きたい。
- (2) 海関が、貨物が知的財産権を侵害していると認定した場合には、倉庫保管料を権利者に負担させないでいただきたい。

(1) 担保金の低額化については、昨年、申請による差押え時の担保金について「貨物と等価の担保」(実施弁法第 15 条)となっている点についての改善を建議しておりましたが、これについては、改善が見られておりません。職権による差押え時の担保金に関する規定である実施弁法第 22 条では担保金が不合理に大きな金額とならないよう基準が明確化されております。したがって、申請による差押え時の担保金についても、これと同様の基準を設定して下さいますよう、再度改善のお願いを致します。

また「2006 年における中国の知的財産保護に関する行動計画」において、「総担保弁法」を制定することが記載されており、その実現に大いに期待をしております。

参考：海関保護条例実施弁法第 22 条

知的財産権の権利者は、本弁法第二十一条第一項（一）の規定に基づき、海関に権利侵害嫌疑貨物の差押えを請求する場合には、以下の規定に従い海関に担保を提供しなければならない。

- (一) 貨物価値が 2 万元未満の場合、貨物と等価の担保を提供する。
- (二) 貨物価値が 2 万元から 20 万元の場合、貨物価値の 50%に相当する担保を提供す

る。但し、担保金額は2万円未満であってはならない。

(三) 貨物価値が20万円を超える場合、10万円の担保を提供する。

(2) 知的財産権海関保護条例第25条には、「税関が本条例の規定に基づき権利侵害の疑いのある貨物を差し押さえた場合、知的財産権者は、関連の蔵置、保管及び処置等の費用を支払わなければならない。」と規定されています。倉庫保管料などは被害者である権利者が負担するものではなく、国庫や侵害者が負担するべきものであると思いますので、是非ご検討下さい。

以上